

# 返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

## 返還保証書 記入例

610～・810～

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。  
(当該人物が(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかの基準を満たすこと(Ⅰ～Ⅲの項目を記入))

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係（続柄）」が返還誓約書と一致するように記入してください。

### 返 還 保 証 書

令和XX年4月1日

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書を提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

氏 名 **奨学 五郎**



(2) 当該人物の署名(自署)押印, 印は実印)

生年月日 **昭和XX年4月25日** 生

奨学生本人との関係 **祖父**

(3) 当該人物の生年月日を記入)

(4) 続柄を記入)

1. 奨学生氏名 <b>奨学 太郎</b>	2. 奨学生番号 <b>6XX-04-000000</b>	3. 奨学生生年月日 <b>平成XX年11月11日</b> 生
(5) 奨学生本人の氏名を記入)	(6) 奨学生番号を記入)	(7) 奨学生本人の生年月日を記入)

区 分	金 額	証明書類
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	<b>322</b> 万円 ※1万円未満は切り捨て	源泉徴収票
給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) 所得証明書(直近のもの)等
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・貸付金・有価証券 取引残 返還誓約書以外 資産が確認
III IとIIを組み合わせた場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	の金額+(IIの金額÷16) ≧ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。  
※次ページから詳細説明

※年金は給与として扱います。  
※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たし

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が全ての項目を記載してください。

## 「資産等に関する証明書類」一覧 (コピー可、マイナンバー記載のないもの)

### I. 給与所得者

- 源泉徴収票 (I-1で詳しく説明)
- 確定申告書(控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-①で詳しく説明)
- ※電子申告を行った場合は、確定申告書AまたはBに受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
- 課税証明書・所得証明書 (I-3-①で詳しく説明)
- 年金振込通知書 または 年金額決定通知書
- 年収見込証明書

### I. 給与所得者以外 (給与所得以外+給与所得の者も含む) (自営業、兼業農家等)

- 確定申告書(控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-②で詳しく説明)
- ※電子申告を行った場合は、確定申告書AまたはBに受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
- 課税証明書・所得証明書 (I-3-②で詳しく説明)

### II. 預貯金額

- 預貯金残高証明書 [残高合計額の方かるもの]

### II. 不動産(評価額等) (II-2、II-3で詳しく説明)

- 固定資産評価証明書等 [該当事者が資産の所有者であることが確認でき、評価額の方かるもの]
- 登記事項証明書(全部事項証明書等) [固定資産評価証明書と組み合わせる場合]

### II. その他

- 取引残高報告書等

- ※1 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。日本語表記ではないものは和訳を添付し、返還保証書作成時点の日本円に換算した為替レート表を添付してください。
- ※2 Iに関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。
- ※3 確定申告書電子申告の場合、税務署が受理したことを確認するため「受付日時」「受付番号」の記載がある受信通知写し等の添付が必要です。
- ※4 IIに関する各種証明書は返還誓約書に印字された誓約日(返還誓約書を提出後の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたものを添付してください。